

令和7年3月11日
庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して住居手当を支給するため、支給対象外となる規定を削除する。

2 改正の内容

(1) 第32条の2

見出しから「住居手当」を削るとともに、適用を除外する規定から、定年前再任用短時間勤務職員における第14条（住居手当）を削る改正を行う。

(2) 附則

適用を除外する規定から、令和4年度改正の定年引上げに係る暫定再任用職員における第14条（住居手当）を削る改正を行う。

3 新旧対照表

2ページ以降のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日から適用する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第32条 (略) (扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第32条の2 <u>第11条、第12条及び第14条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第32条の3～第34条 (略) 別表第1～別表第3 (略)	第1条～第32条 (略) (扶養手当についての適用除外) 第32条の2 <u>第11条及び第12条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第32条の3～第34条 (略) 別表第1～別表第3 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 2 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年10月江東区条例第40号)の一部を次のように改正する。 改め文省略 (別紙 新旧対照表)

【附則第2項関係】江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年10月江東区条例第40号）の一部を改正する条例 新旧対照表

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年10月江東区条例第40号）	江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年 月江東区条例第 号）附則第2項の規定による改正案
本則 (略) 附 則 1～8 (略) 9 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、<u>第12条及び第14条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 (略)	本則 (略) 附 則 1～8 (略) 9 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条<u>及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 (略)